

川崎市就労準備支援事業委託法人選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市就労準備支援事業を法人に委託して実施する上で、公平かつ適正に審査を行い、最適な法人を選考するため、川崎市就労準備支援事業委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の事項について、別に定める基準に従い、審議するものとする。

- (1) 事業目的を達成するための提案内容に関すること
- (2) 法人の適格性に関すること
- (3) その他選考に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 健康福祉局生活保護・自立支援室長
- (2) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援）
- (3) 健康福祉局障害保健福祉部長
- (4) 経済労働局労働雇用部長
- (5) 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は副所長

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、健康福祉局生活保護・自立支援室長とし、副委員長は健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援）とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理し、選考委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、委員長が召集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 選考委員会の事務局は、健康福祉局生活保護・自立支援室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。